

第12回軽井沢町庁舎改築周辺整備事業推進委員会 会議録

1. 開催日時 令和6年11月13日（水）午後2時30分から午後4時15分まで

2. 開催場所 軽井沢町役場 第3・4会議室

3. 出席者 委員：池田靖史委員、小林美智子委員、堀内勉委員
佐藤公貴委員、上田公三委員、船曳鴻紅委員
饗場晴雄委員、大工原亮子委員、
柴崎雅寿委員、野村有里委員、小林里恵委員
小林久史委員、外川樹美代委員、
大町哲也委員、小林広幸委員、福原未来委員
堀池玲子委員、田村恵美委員、佐藤絵理委員、
篠原幸雄委員
町：小池副町長
事務局：新庁舎周辺整備課 土赤課長、佐藤
：生涯学習課 森補佐、新海館長
欠席：島崎直也委員、本城慎之介委員、佐藤一郎委員
山崎元委員

4. 議題

- (1) 公民館機能拡充施設の規模・機能について
- (2) 整備方法（ABC案）の検討について
- (3) その他

5. 傍聴人数 8名

【事務局】

定刻となりましたので、ただ今より、第12回軽井沢町庁舎改築周辺 整備事業推進委員会を開催いたします。本日は、お忙しい中、本委員会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

本日の委員会は、委員24名の内 佐藤一郎委員、本城委員、島崎委員、山崎委員が欠席となっており、F委員、C委員が遅れて出席の予定となっております。

また、オンラインで A 委員と I 委員が出席となっておりますが、A 委員も遅れての出席となります。軽井沢町庁舎改築周辺整備事業推進委員会設置要綱第 6 条第 2 項の規定により過半数の出席が認められますので、本委員会が成立していることをご報告申し上げます。

続いて、傍聴者の皆様へお知らせします。携帯電話はマナーモードにするなど音の出ない設定にさせていただくとともに、会議中はお静かに願います。

また、会議資料につきましては、SNS 等での掲載は行わず、個人の利用の範囲内での持ち帰りを可とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

続いて、資料の確認をお願いいたします。「本日の次第」「【資料 1】施設規模検討」「【資料 2】相乗効果事例」「【資料 3】住民参画 一覧表」「【資料 4】各住民参画等の意見聴取に関するまとめ資料」「【資料 5】については、その他で社会福祉協議会からの報告となりますが、本事業にも関係があります、介護保険事業所の移転関係の資料、以上 5 点ですが、お手元にない方いらっしゃいましたら、お申し出ください。

よろしいでしょうか。

最後に、事務局からですが、委員の皆様の中に、この委員会の外で、委員会で議論していないような内容、町民の混乱や誤解を招くような発言をしている事案が町に聞こえてきております。

事業を推進するための発信は積極的に行っていただきたいと思いますが、委員の皆様におかれましては、不用意な発言等は厳に慎んでいただき、委員としての自覚をもって本事業に取り組んでいただきますようお願いいたします。

それでは、これより議題に入りますが、設置要綱第 6 条第 1 項の規定によりまして、委員長が議長となりますので、議事進行を池田委員長お願いいたします。

【委員長】

はい、皆さんこんにちは。今回またよろしくお願いいたします。早速ですが本日の議題に入らせていただきます。

議題の（１）「公民館機能拡充施設の規模・機能について」ということとなります。後ろの方の議題に今日は ABC 案の検討というのが控えておりますが、そちらを判断するうえにおいて、公民館機能がどうあるべきかというのは大きく影響をすることだと思います。それと以前からあったように、元々の検討の過程においても、公民館機能は少し遅れて始まったということもあって、まだ十分に議論が尽くされていないんじゃないかというお話もありましたので、今日はしつ

かりと議論をしていきたいと思います。ということで、実は私の方からお願いして、改めて公民館とは何かということをもとに箱ありきではなくて、役割や機能を明確にさせていただいた上で、目指すべき公民館機能拡充施設というところをもう一度事務局から説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】

はい、皆さんこんにちは。軽井沢町教育委員会の生涯学習課社会教育係の森と申します。それでは私の方から説明をさせていただきます。着座にて説明をさせていただきます。「公民館機能拡充施設のあり方に関する基本的な考え方～地域共生社会の実現を目指して～」というスライドが出ているかと思います。これから説明する資料につきましては、現在教育委員会の事務局で素案として作成したものでございます。したがってまだ検討段階の部分もございます。提示させていただく資料も未完成の部分もございます。手元の資料は、ございませんのでスクリーンの方で見ていただきたいと思います。今後、教育委員の皆様や社会教育委員の皆様と合意形成をした上で、進めていく段階のものでございますのでご了承ください。

こちらは、中央公民館分館の組織図でございます。今の現状です。中央公民館がありまして、こちらは本館という形で各分館の管理監督も合わせてしております。下に5つくらいぶら下がっておりますが、新軽井沢会館、旧軽井沢公民館、発地交流館、中軽井沢区民会館など、名前はそれぞれ付いておりますが、全てが条例上は分館として位置づけられております。

中央公民館の概要ですが、昭和51年に建設され48年が経過しております。地上2階建てで延べ床面積は2,439平方メートルでございます。建築当時は、十分な広さが確保された施設でございましたが、人口増加に伴う利用者数の増加、あるいは役場庁舎のスペースが狭くなったことによって、教育委員会事務局の執務室が中央公民館内に移動したことなどにより、利用者に不便を強いている状況がございます。また、老朽化によってライフラインや備品などの設備の更新が迫られていることに加えて、利用者のニーズも変わってきていることへの対応も十分ではございません。今後は、新たなニーズに対応した設備や運営の見直しが必要となってきております。

中央公民館の目的ですが、先日の無作為抽出の説明会でも「単なる低利用料金の貸館施設なのでは」「何やってるのかわからないよ」というような意見もござ

いました。しかし、ながら中央公民館の目的は、教養の向上や健康の増進等を図り、暮らしの質を高めて住みよい地域をつくるための施設でございます。貸館施設は、もちろんやっておりますが町民の共用の活動を拠点として運営をしています。社会教育法を要約しますと、町やさらに小さな地域に居住する人々の暮らしに関わる身近な生活課題や、それらに基づく地域課題を解決するために広い意味での学習という視点から様々な事業を実施し、住民の地域における課題への思いや住民が主体的に行動する力を育むことが公民館事業の目的であると、この事業を通じて教養の向上や健康の増進等を図り、暮らしの質を高めて住みよい地域をつくるのが公民館の目的であるとしております。では、実際どんな活動をやっているのかというのが次のスライドになります。

公民館活動の位置づけでございます。生まれてから死ぬまでの生涯にわたって文化的な生活をする上で必要となる学習全体、こちらは家庭教育や学校教育、社会教育なども含まれます。それを生涯学習とすれば、その内容は多岐に渡ります。公民館活動は、その生涯学習の中の一つであり、全てではございません。しかしながら、公民館活動を実施するにあたって施設の維持管理を含めた活動の場の提供、資材や備品の提供、活動中の運営補助、講師等の派遣や報酬の支出などを公的な機関がすることの意義は大きいと思います。現段階での各種講座の状況ですが、貸館事業を除いたいわゆる自主事業は、スライドの（１）にありますとおり各種事業を実施しております。

また（２）としまして、その他の自主事業として夏期大学、20歳の集い、文化展、文化祭、その他将棋大会などを実施しております。さらに各分館に委託する伝統行事等の委託事業を行っております。また中央公民館は、災害発生時には2次避難所として活用されることとなっており、過去の災害時にも他の施設に先んじて避難者を受け入れております。

次に分館について説明させていただきます。各公民館、各分館の概要でございますが軽井沢町内において24の分館を設置しております。地域ごと対象地区を設定して運営しております。根拠条例は、軽井沢町公民館条例、設置規則が軽井沢町公民館条例施行規則、設置者は町です。運営につきましては、各区に委託しているという状況でございます。24公民館分館は設置者が町ですが、所有形態は町、区あるいは第3者の地縁団体と統一されていないのが現状でございます。建て替えのタイミングで統一を図っている状況でございます。例えば24ある分館施設に職員を配置するなどして、一元的に管理することは事実上困難なことか

ら地元へ委託することにより、的確な管理運営が可能となっております。また災害発生時には、千ヶ滝中区の公民館を除いて、一時避難所として活用されることとなっています。また、多くの区では自主防災組織に対応をお願いしており、地域の防災拠点となっております。各分館の役割ですが町内の各地区の自治防災の拠点、趣味や習い事等の交流の場でございます。

各分館の活動状況につきましては、各区の総会や役員会の開催、通いの場の開催、子供会や地区PTAの会合、防災の拠点、趣味や習い事の交流の場として活用される他、選挙や各種説明会の開催など町の事業でも活用されております。

また、施設を維持していくために区による清掃活動や除雪、維持修繕も行われております。さらに地区の防災活動や地区社協活動の拠点としても活用されております。

各分館に関する課題ということで認識のずれと書いてありますが、各分館の課題ですが、利用にあたっては地域の会合や公民館活動のように供するものが優先となっているのが現状で、理由としては、管理運営に係る経費の一部に区民の区費を当てているためです。区民以外については有償で貸し出すことができますが、管理者が常駐していない施設がほとんどで利用しづらい環境がございます。また管理運営が各区に委ねられているため、区によってその判断にばらつきがある可能性もございます。今後は、公民館分館機能を強化するため、統一的な利用基準の合意形成に向けて各分館と調整を図り、周知することによって使いやすい分館とする必要があると考えております。

次に中央公民館の利用料金につきましては、公的な施設として設置されている公民館ですけれども施設運営にあたっては、先ほど申し上げたとおり施設の維持や備品等の調達、講師への報酬等、人件費以外でも様々な経費をかけて運営しております。現在の公民館活動では、営利目的などの場合を除いて、事前に登録されている団体については利用料を徴収しておりませんが、施設を新築あるいはリノベーションするにあたっては、施設の利用者と未利用者における公平性を確保するため、利用者からは応分の負担をいただく方向で検討しております。また、利用料金の徴収に当たっては町内の他の公共施設、例えばくつかけテラスの多目的室ですとか、発地市庭の会議室、風越公園の会議室等との料金のすり合わせを行うことも重要と考えています。同一の料金体系にすることによって、わざわざ中央公民館まで足を運ばなくても近くの施設が利用でき、分散化が図れると考えております。

次に中央公民館の予約方法について、現在はアナログそのものですが、電話予約のまたは来館して予約を取っていただくということで、空き状況がすぐにはわからないとか事前に予約が必要だとか、課題点としてございます。それでも職員が常にいることによって使いやすいということも言われておりますが、分館については、そういうことがなかなかできていないような状況もありますので今後の検討課題でございます。また、町の他の公共施設が空いている状況も整理できていないという現状も併せてございます。中央公民館の予約方法の見直しと併せて、町内の各施設や公民館分館を有効活用できる環境を整備していくことも重要かと考えております。

こちらにつきましては、公民館機能拡充施設の基本理念、基本方針から抜粋をした五つの理念が書いてございますが、行政側の考えに加えて、今まで住民からお聞きした意見や思いを受けて作成しているものでございます。教育委員会事務局の基本的な考え方の現段階での考え方を申し上げますと、現状の各団体の活動が担保できるのであれば、現在計画のある規模が中央公民館と同等の規模2,500平方メートル程度で充足すると考えています。ただし、公民館活動に必要な設備、例えば音響設備ですとか調理施設、乳幼児に対応した施設、DXに対応できるしつらいが必要です。一方で各区の分館に出向いての意見聴取やパブリックコメントなど、公民館に対する要望は防音効のある部屋の設置、飲食の承認、音楽ホールの設置、開館時間の延長、休憩施設の設置等、多岐にわたっていることも事実でございます。そのような状況の中で、計画にある共用部分を有効活用することで、住民のニーズに応えられるのならば、まちづくりや地域活動、地域づくり活動目的の利用など、よりよい環境設定が可能と考えられます。ただし、共用部と公民館部分との利用形態、例えば料金ですとか、時間等で格差が生じないようにソフトの面でもすり合わせを行う必要があると考えております。また、町全体の課題として、他の公共的機関との一体的な予約システムの実施や公民館分館の有効活用、地域住民が利用しやすい環境を作ることにより一体的な利用促進を図るべきと考えております。スライドの下段には、この部分を具体化するためのテーマ設定が必要と記載してございますが、次のスライドとなります。

現状の公民館は、高齢者利用が多く、また町民の利用が多いのが現状です。これらに加えて、若者が移住者、別荘所有者や障害者、外国の方など多様な住民が気軽に利用できる環境を整えることを目標に、集う学ぶ結ぶをテーマにこれか

らに向けて多様性を確立し、共生社会を目指すことをテーマとしております。他自治体のアンケートでは、「公民館が気軽に行ける場所ではない」というような結果が出ている事例もあるそうですので、これからの町の公民館は、一つ目として、生活の中で住民が気軽に立ち寄って集まることができる集いの場、二つ目として、自身の興味、関心に基づいて学習したり、社会の要請に応えるための知識技能を習得したりすることのできる学びの場、三つ目として地域の様々な機関や団体のネットワークを形成し、自らが学んだ成果や活動の場を広げ、さらに新たな活動を生み出す結びの場を目指します。このテーマを公民館という仕組みで実現可能なのかどうかについてですが、一つの考え方として社会教育法で制限のある公民館機能を交流センターという位置づけで運営することによって、利用の幅が広がるのではないかと考えています。これは、生涯学習の場でありながらも、まちづくりや地域づくり、交流の場などにも広く活用できる可能性を示しています。

こちらの表は、公民館と交流センターの違いを示したものでございます。まず公民館につきましては根拠法令が社会教育法、設置条例は公民館条例、設置の目的は生涯学習のため、所管が教育委員会となっております。交流センターとなった場合には、根拠法令が地方自治法第244条（公の施設）、設置条例が公の施設の設置および管理に関する条例、設置目的については、生涯学習プラスα例えばまちづくり、地域づくりにも活用できるということでございます。所管は、教育委員会ではなく、町長ということになっております。公民館につきましては、社会教育法によって営利事業や政治活動、宗教活動は基本的にはできません。交流センターの場合それらの規制が一部緩和され、活動の幅は広がりますが、一方で町長部局の所管となることで、社会教育の専門知識のない職員あるいは指定管理者等が運営することによって、生涯学習の機会が住民に提供されない可能性も懸念されます。新たな公民館を公民館機能拡充施設の設置に当たっては、公民館のメリットと、交流センターのメリットを兼ね備えた施設になることによって、訪れやすい使いやすいものと共生社会実現の一助となることが期待されます。

住民にとって魅力的で使いやすく、居心地の良い場所が公民館機能拡充施設となることによって、町民が地域づくりの場として気兼ねなく立ち寄ることができるものとなるよう、皆様の忌憚のないご意見をお願いします。

なお、先日開催されました無作為中抽出意見交換会の中でも公民館機能拡充

施設につきましても多くの意見を頂戴いたしました。例えば、公民館に必要な機能という面では、様々な用途に対応兼用ができる諸室の設置、大人数の調理や食事が継続して継続してできる設備、乳幼児の対応ができる設備、勉強ができる場所、気軽に利用できるカフェの設置、予約システムの開設などの意見ができました。また、稼働率アップの方策として、自主事業の講師や指導員の質の向上、事業プログラムの充実など、ソフトの面を重視し早い段階で内容を確認させること、子育て相談窓口の設置、交流の場を設けるなどがございました。その他の意見としまして、町の公共施設の稼働率を上げることによる相乗効果、若い世代の声を聞く、広報をしっかりと発信してほしい、というような意見を頂戴いたしました。

以上で説明は終わらせていただきますが、冒頭で申し上げたとおり現時点ではあくまでも教育委員会の事務局案としてお示ししたものでございます。今後は、来週開催される定例教育委員会、あるいは来月の初旬に開催予定の社会教育委員会の中で各委員の皆様にご説明をし、意見を求めながら合意形成を図ってまいりますので、その点ご了承いただきますようお願いいたします。説明は以上となります。

【委員長】

大変ありがとうございました。今までちょっと話がなかった、そもそも社会教育法に基づく公民館というのは何で、どういうふうに今まで運営されてきたのか、そして今回庁舎と一緒に検討している公民館機能拡充施設と呼んでいる少し公民館プラスαの部分を考えているというのはどういうことか、というのについてきちんとご説明いただいたかと思います。ご質問ありましたらよろしくをお願いします。はい、C委員。

【C委員】

恐れ入ります。中央公民館においては、社会教育法に基づいて設定されていると理解しているんですけど、私は中区なんですけど公民館ではなく、区民会館というものがあるんですけど、これは全く別物と考えるべきなんですか。これは公民館とは全く関係ない区民会館は。教えていただけたら。

【委員長】

はい、どうぞお願いします。

【事務局】

中軽区民会館についても、先ほど冒頭説明しました分館として位置づけられ

ています。中軽井沢区民会館という名前ですが、中軽井沢区の分館という位置づけで運営されています。以上です。

【委員長】

はい、Dさん。

【D 委員】

今後は分館と中央公民館の管理はどのようにしていく、調整していくというのは伺ったんですけど、どのように調整していくのかというのを伺いたいんですけど。町が管理していくのか、今までと同様に区に委託して管理していただくのか。ただ、今後有料になっていくということを考えると、全てシステム化してどこの分館も使えるように町が管理していくということなののでしょうか。

【事務局】

はい、お答えいたします。今後につきましては、まず管理については先ほど申し上げたとおり、24全部の分館に職員を一人一人配置して、管理していくということは事実上できないということもございますので、区の方に委託していく形は変わらないと思います。分館24のうち管理者がいる分館は3つしかないんですよ。旧軽井沢、新軽井沢、中軽井沢と3つしかないので、そこについてはある程度予約システムとかそういうものが導入したときに機能するのかなと思いますけれども、通常管理者がいない多くの分館については、そこまでやると時間がかかるかなと思っていますが、そういう方向で進めていきたいと考えております。

【委員長】

先程 C 委員の質問と関係があったんですけど、いらっしゃらなかったこともあって、もう一遍私の方で解釈を繰り返しますけど、公民館と分館というのは、基本的な設置の目的の社会教育というのは同じけども、管理が違うということが一番大きくて、管理が地域に、各区に委ねられているのが分館だということではよろしいですか。

【事務局】

はい。

【委員長】

はい。H 委員お願いします。

【H 委員】

ご説明ありがとうございました。最後の方に公民館から交流センターにした

方が良いのではないか、というようなご説明があったかなと思うんですけど、これは今ある中央公民館を全て交流センターに移管するのか、それとも中央公民館、B案がC案かわかりませんが、今ある公民館の機能はそれとして、共用部が交流センターになるのか、というようなお考えなのかなってというのが気になりました。というのも先ほど話題になりましたけれども、中央公民館の分館として分館は存在してるかと思imasuので、中央公民館がなくなってしまうと分館はどういうような形になるのか、というようなことも考えていかなきゃいけないのかなと思うと、この公民館と交流センターというのはどのような位置づけというか、意味合いで捉えていらっしゃるのかなというのをお聞きしたいです。

【委員長】

よろしいですか。お願いします。

【事務局】

はい、お答えいたします。H委員おっしゃるとおりどうなるのかっていうのは、我々も考えているところでありまして、おっしゃるとおり本館がなくなると分館がなくなっちゃうというのがありますので、公民館機能というのは現状のとおり残すというのが一点。どこで線を引くのかというのは、共用部分と公民館部分ということで線を引くのか。もう少しフレキシブルにやっていくのか。という細かい部分の調整は必要かと思いますが、公民館として住民の生涯学習の用に供するという部分は残していかないといけないなと思っています。

【委員長】

公民館機能がなくなるということはないということですよね。プラスαの部分をできるようにするのが交流センターなので、そのプラスαの部分をどうやっていくのかはこれからだという。

他にありますか。

【C委員】

すみません。交流センターという名称の例えば施設ができるとして、その一部を中央公民館が利用すると、そういうことでございますでしょうか。

【事務局】

はい、お答えいたします。名前は「交流センター」という形で良いのかなと、現段階では思っています。その中で公民館機能があって、しっかりと社会教育法に基づいた生涯学習の場が提供できるのであれば、全体の名称としては「交流セ

ンター」というような形でも良いのかなと思っています。以上です。

【委員長】

公民館機能が内包された交流センターという位置付けは町としては可能だと考えているということですのでよろしいでしょうか。

逆に交流センターにした方が良いと思われる理由は、その次のページにあったまちづくりや交流の場として、地域づくりとしての機能が今のままでは十分に達成できないからってという解釈でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

【委員長】

プラスαの部分が欲しいというところが、もし公民館ということにはっきり位置づけてしまうと、プラスαのところは逆に公民館ではやってはいけないことになるというのも変ですけども、法律上はやってはいけないことになってしまうので、それをやれるようにするには、プラスαの部分も必要だという、そういうことになりますよね。中央公民館としてやるべき事業を優先してやるべき事業が決まっているので、まちづくりの人が使いたいと言っても、「それはこちらで他の事業をやっているので駄目です」と言われてしまいかねないということだと思われます。

他にご質問等ありますでしょうか。あるいはご議論でも結構です。ご意見として、公民館がこうあるべきじゃないかということについて、今日のお話を聞いて改めて思うようなところがありましたらそちらのご意見をいただいて。それを先ほどありましたように、これから教育委員会、社会教育委員会でこれをまたさらに議論するということですから、そちらにお届けいただくことも可能かと思っていますので。庁舎検討委員会としては、こういうことを考えているということですのでね。

よろしいでしょうか。でも以前にも想定している面積表というのをお示しいただいたことがあるかと思います。あの面積表を逆に言うと、今日お話いただいたようなことを想定して、今までの公民館と見比べて、こういう部屋の構成になるんじゃないかというふうに思ったということだと思いますけど。ちょっとそれに行く前に、まずはそういう部屋を構成しているそもそもの根拠と目的のところに立ち戻っていただいたということなんじゃないかと思います。

よろしいでしょうか。恐らく踏まえて、部屋の構成等が逆に言うとこれから多

少ABC案で変わったとしても、基本的な目的、公民館拡充機能というのは何のためにあるのかということの目的は恐らく変わらないということになるのが今の考えだと思います。方法は変わっても目的が変わらないということだと思いますので、この目的が基本的に公民館拡充機能として考えていることということで、ここから先に進めさせていただければ良いかと思います。というわけで本委員会と並行して、これについては合意形成を進めていただくということに、先ほど言いました教育委員会、社会教育委員会ということですので、一旦は基本的な考え方は町から出されたということで、具体的に先ほど言いましたように、規模、機能に置き換えていくあたりについて、説明が続いていますので町からお願いしたいと思います。

こちらについては、事前に私から事務局を通して、提案をさせていただきましたが、山下三浦JV設計者の皆さんに建物を一つにすることについて、つまり公民館機能尾拡充施設と庁舎が一体になるということが、相乗効果としてどういうことがあるのかということについて、この辺がはっきりしないとABC案の判断にも至らないと思いますので、そのあたりを合わせて説明をいただければと思います。よろしくお願いします。

【事務局】

資料1をご覧ください。先月に引き続いての施設規模の検討です。前回お示した資料から、公民館機能拡充施設に必要な機能の再精査と、庁舎と連携・供用が可能な機能を整理した資料となります。

まず、おさらいになりますが、資料の真ん中、「公民館コア」と記載がありますが、濃い茶色とその下の茶色の枠については、現在の中央公民館で必要とするものを整理した部分になります。

そして、資料の右側を見ていただいて、青い部分、紫色の部分緑色の部分は庁舎部分で、こちらは、一旦前回の基本計画が7,500㎡であったところから6,000㎡にしているので、その割合で計算したものとなります。

最後に、公民館コア、庁舎コアの真ん中にあるオレンジ色の部分、これが共用部分として整理している部分となります。

これらを整理した結果、全体の面積は約9,000㎡となり、見直し方針当初の約11,000㎡から約2,000㎡の縮減が可能ではないかという検討をしています。ただし、これはあくまでも現段階での検討であり、今後の検討状況により、そこまで縮減できない可能性もあるというふうに捉えていただければと思います。町と

しましても、2,500㎡に必要な機能を付加していくという方針に則って検討を進めております。現状の公民館の機能の再検討ももちろんですが、相乗効果の生まれやすい共用部分について、住民の皆様からいただいているたくさんのご意見・要望等を整理して、それを判断し、まとめていく段階に進んでいると考えておりますので、そのあたりを引き続き本委員会でも議論していきたいと考えております。

なお、先ほど委員長からもご提案のあった相乗効果については、山下三浦 J V からご説明をいたします。

【山下三浦 J V】

では、相乗効果につきましては山下三浦設計 J V の窪田より説明いたします着座で説明いたします。

まず、我々の実績をベースにして説明した方が我々も説明しやすいということで、本日は2件用意しております。1件目は、一度前に私どもの実績として紹介させてもらいました尾張一宮駅前ビル、もう1つがなみきスクエアという2つの建物についてご説明をいたします。

まず、1つ目の尾張一宮駅前ビルでございますが、こちらの建物は一宮駅と隣接するような形で建っているビルでございます。コンセプトとしても、駅を中心とした街の骨格を復活させるということで、一宮市というのは岐阜と名古屋のちょうど中間に位置する都市でございます。いわゆるベッドタウンという場所になりますので、どうしてもこの駅に対して岐阜や名古屋の方に通勤通学される方が多いということで、こちら見てもらうとわかるんですけど。ベッドタウン特有の人の流れというのは、基本的には駅を中心に外の都市へと拡散していくような、要するに通り抜けるような街になっていると。昔は非常に活気に満ちた街でございました。そういった街に戻すために、通過する街ではなく人が集いまちづくりの起爆剤として、この契約が行われたという特徴がございます。

大きな構成は、こちらのダイアグラムを見てもらえばわかると思いますが、この建物は真ん中に大きな吹き抜けの空間があって、ここが屋外のエントランス空間になっていて、この空間が一階の駅から来るコンコースとエスカレーターで、直結しているカッコになっています。この真ん中の空間を通して各施設へとアプローチするということで、この大きな空間がエントランスになっているというのが大きな特徴になっています。そして、この真ん中の空間を境に左側が行政機能で、右側が商業と図書館という形のコンプレックスになっています。断面

図見てもらえますかね。これがちょうど真ん中を切ったときの断面図になりますが、駅の右から来るコンコースがそのまま伸びて行って街に繋がっていく構成とホームと同じレベルに「シビックテラス」と名付けましたエントランス空間を設置することで、この建物が建ったとしても、街の風景を阻害することなく通過して街と街を見通すことができる大きな空間がというのがこのシビックテラスの大きな特徴の一つになっています。この空間を通して各施設へアプローチするという形になります。

こちらが大きな施設計画のイメージになりますが、1階がコンコースを中心に左側が行政機能で、右側が商業になっています。こちらの商業は、「ASTY一宮」というJRでいうと、ルミネとかアトレとか、そういった商業施設の中をイメージしていただければ良いと思います。そして、吹き抜けになっており3階に一気に上がっていただいて、シビックテラスに繋がるという形になりまして、左側が市民活動を中心とした行政機能になっています。シビックテラスを囲むように反対側には多目的室や商業の一部がくっついているという構成になっています。5階に行きまして、同じように左側が行政の子育て支援関係で、右側が中央図書館と児童所関係が配置されているという形です。6階は、ビジネス支援と学習室を中心にビジネス支援と中央図書館が配置されると。7階は、左側が多目的ホール、庭園を介して中央図書館があるという形になっています。

複合施設の効果が右の写真を見てもらおうとわかるんですけど、例えば1階のコンコースを中心に考えたときに、その直上階にシビックテラスが繋がっていることで、人の行き来、流れが発生しているというのが大きな特徴です。そして2番目の写真は、子育て支援から児童図書館へということで、同一フロアに二つの似たような性質の機能を配置することによってお互いに行き来がしやすいという相乗が高まる一例でございます。そして、一番上の写真の二つがビジネス支援から図書館へということで、こちらも同じようにこれからスタートアップをしていこうとしてる若者を中心としたビジネス支援とそういった総合図書館が併設することによって、お互いの機能を連携し合う、相乗効果が生まれてくるフロア構成になってるというのが、この一宮の駅前ビルの大きな特徴になっています。

このシビックテラスという機能がただ単純に施設の機能を繋ぐだけじゃなくて、街の骨格になっているというのがこの建物の大きな特徴です。一宮市は日本三大七夕祭の一つになっていて、非常に活気のあるお祭りがございまして、その

スタートの拠点になっているということで、ここを中心に奥にある神社と繋がって大きなイベントが開催できるようになりました。それ以外にも下の写真を見るとおり様々な市民活動を中心としたイベントと、日常的な風景が並んで行われているような、たまたまここに来た方が隣を見てみると大きなイベントがやっているとか、イベント目的ではない人もイベントに参加できるというのが複合施設の大きなメリットになっていると考えています。そのため、シビックテラスは、様々な活動の支援に応じて床の仕上げ強度を設定しております。これは一例ですけど、左側の大きなオレンジの部分については、耐荷重を1トン持たせることによって、一宮は紡織施設やトヨタの企業が多いものですから、ここでトヨタの車を展示するようなこともできるぐらいのハードな仕上げになっています。その横の右側の方が多目的関係の部屋と相互連携できるように、建具はフルオープンできるようになっていて、音楽のコンサートであればオレンジのスペースが観覧席になって、人が見る関係がある。このように外と中が連携することによって、相乗効果を図っていくというような形の計画になっているのが特徴です。

次にもう一つの案件で福岡県にありますなみきスクエアという建物です。こちらは街路の延長のような空間を作っていくということをコンセプトにしております。内部空間はこのようになっていて、共用部が非常に穏やかな領域を作り出して、内外の環境、空気をうまく繋げていこうという計画にしていますので、あらゆるところから緑の風景が見えたり、街の延長が見えたりと、通り抜けるような街路が施設の骨格となっていて大きな特徴になっています。写真の下が断面図の簡単な略図になっていますが、上の方の色が付いている共用部を中心に図書館、行政機能、市民センターの三つが複合になっている建物となっています。そして、共用部を介して互いに見る見られる環境を作り出すことによって、お互いの活動に喚起されるような形で、高め合っていくような空間が特徴です。その下の略図は、そういった空間は中に閉じ込められているものではなく、街の延長線上にあるべきだということで、この共用部は自由通路として開放されていて、いつでも誰でもここにきて、その活動に触れることができるような街路の延長のような空間になっているのが特徴です。そして、右側の写真は、このようにいろんなイベントを開催しておりますが、本当に外部の一部となっておりますので、例えば子供が簡単に見れたり、この活動を目的としていない方々が活動のシーンに触れることで、参加してみたいという気持ちを膨れ上げさせること

で、活動の情報を発信できるというような構成になっています。この建物は4階建ての建物ですが主に1階と2階がメインフロアになっておりまして、共用部を中心に1階では様々な施設が配置されていて、2階については、それが吹き抜けを通じて、お互いが見られるような空間を作っているという形になります。そのシーンが右側に載っていますが、このように多彩な空間の中に様々な活動があらゆるところで、見る見られる関係ができていて、それが外に通じることによって、内部環境と外部環境が一体的になっている空間を意識してデザインされています。この共用空間を非常に居心地の良い空間を作っていくということで、これは軽井沢の庁舎や公民館に使えるかなと思っている技術ですけど、基本的にこの共用空間はエネルギーを一切使っていません。まずは様々な諸室から生まれる排熱をこの空間に流し込みます。RCで作っている壁が蓄熱体になっていて、こちらに熱が溜まって放熱したりしています。あと、白いルーバー状の壁みたいなものがあると思いますが、こちらは複写パネルになっていて、この複写パネルに水あるいはお湯を流し、複写の部分に結露を生むことによって、放熱や廃熱を行っていくようなシステムになっていて、地熱を上手く使った形になっています。このように排熱、地熱、蓄熱を利用することによって、この空間はエネルギーゼロで運転することになっているので、あたかも外部空間と同一空間になるような形で作っているというのがこの空間の特徴です。そのサーモグラフィみたいな写真が載っていますが、上の写真が放熱、排熱する複写パネルになっていて、その複写パネルがあることによって、周辺の温度環境と人体の温熱環境が冷えて涼しく感じられるような構成になっています。複写パネルが31枚あることで、熱源を持たずに外部空間よりマイナス3度以上下げ、季節によってはマイナス5度まで下げられ、非常に涼しい環境を生み出す例になっています。

このようにいろんなタイプの複合施設がございますが、共通になるのは、中間にこういった共用部がしっかりあって、それを中心にいろんな施設が絡むように配置されることによって、活動が共用空間を介して情報が発信され共有していくことが複合施設の最大の魅力になりますし、効果が生まれることになってくるかなと思います。以上で説明は終わります。

【委員長】

ありがとうございました。だいぶいろいろ事例をいただきまして、我々も今回考えているところの異なる機能の建物を複合的に、共用部を持って建てた場合

にどういう効果がありそうなのかということについてのイメージが湧いたんじゃないかと思いますが、質問の時間を取りたいと思いますのでよろしくお願いします。

【C 委員】

その複合施設において、共有部を持って使われる事例は確かに数多くあると思います。それぞれ一宮市となみきスクエアの年間の来場者数はどのくらいの想定で作られたのでしょうか。

【山下三浦 J V】

10年以上前なので、記憶が定かではないので整理して後で説明いたします。

【C 委員】

質問の意図としては。一つは J R の上、もう一つは街路の延長線ってこの街路がどこを指すのかわからないのだけど、少なくともこの中軽井沢にある庁舎とは交通においてかなりかけ離れたシチュエーションじゃないかと思うので、共用部を上手く活用するということはもちろん追及するべきだと思いますが、事例としてこの中軽井沢、このロケーションに近い例を山下さんからいただけると理解するのではないかなと思います。

【山下三浦 J V】

我々の方でそのような事例が見つからなかったものですから、軽井沢に当てはまらずに複合施設の相乗効果はどんな形で生まれてくるのかということを一般的に話させていただきたかったんで、この作品を説明させていただきました。ぴったり合わなくて申し訳ございませんが。街路というのは、この建物の周囲には並木のモールみたいなものが張り巡らされていて、非常に大きい駅前ですので、その導線上の延長線上に入れるようなオープンの作りという意味で、街路のようなというテーマになっていて、その街路が共用部としての機能を果たしていると、そんなイメージです。

【委員長】

他にご質問ありますでしょうか。C 委員の質問の意図としては、この二つはそれぞれ建物に来た方だけではなくて、目的ではない方がかなりいらっちゃって、ここ中軽井沢の場合はどうかということなんだと思います。他にもありますでしょうか。

ちょっと私から行政機能ということで、今回青に塗っていただいていることになっているんですかね、後者の方の行政機能がどういうものだというのがわ

かりにくかったとのと、前者の行政機能と言いながら、これは市役所の一部の機能がここに出店ででているという、そういうイメージなんですか。

【山下三浦 J V】

一宮の方は、駅を介して500メートルくらい先に庁舎がございます。そちらが本庁舎であって、その分室という形でより市民の近くで活動していきたいという形で入っているのが特徴で。

【委員長】

本来市役所内にあったビジネス支援や子育て支援課が分室の形でここに出てきていると。

【山下三浦 J V】

元々ビジネス支援課という窓口とかそういう機能はなかったんですけど、スタートアップされる若者が多い街でもあったので、新しい窓口とか部局を立てて、その部局が運営していくというテーマでこの建物に入っているという形になりますので、比較的新しい窓口がこっちに入ってきているというようなイメージだと思います。

福岡の方は、本庁舎と違って分室というか窓口の簡単な手続きができるような機能がここに入っているようなイメージ。

【委員長】

そうすると住民票を取りに来たみたいな人たちが来るところが、1階の一部に入っているということですか。

【山下三浦 J V】

はい。

【委員長】

よろしいでしょうか。これで先程の説明と合わせて一体化案にした時にどういうことがありそうなのか、という予備知識みたいなものが入ったということにしたいと思っているのですがよろしいでしょうか。

他にないようでしたら、これでいよいよ先に進めたいと思います。

議題に戻りまして、今日の大事な「(2) 整備方法（ABC案）の検討について」ということです。以前からご説明いただいているように事務局では非常に様々な方法を取って、町長の判断材料を集めるということをしていただいているようです。先ずはその説明を聞いたうえで、それから事前に各委員にもABC案に関するご意見をお伺いしております。それをここで共有していた

だいたうえで、議論したいと思います。

これも以前からお話ありますが、私委員長として、皆さんのご意見を踏まえたものをまとめさせていただいたうえで、最終的には町長にご判断していただくということで、委員会のご意見をお届けするという役割をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それではご説明お願いいたします。

【事務局】

それでは、整備方法（ABC案）の検討についてご説明いたします。資料3『住民参画 一覧』をご覧ください。No.1から7まで様々な意見聴取等を行ってまいりましたので、順次ご説明させていただきます。

この一覧の見方として、濃い緑ほど意見が多いもの、薄い緑になるほど意見が少ないものという見方になります。

それでは、No.1『区長会（区加入者）への意見聴取』です。こちらは、先月の推進委員会でも触れているので簡単に説明させていただきますが、実施は9月4日から11月6日まで、参加人数は延べ186名、意見数は合計341件でした。いただいた意見で多かったのは、庁舎の機能と規模併せて49件、公民館機能拡充施設52件、建物・外構等50件、コスト38件、事業全般60件でした。その中で、意見の多かったものをご紹介しますが、庁舎機能については、機能の集約や住民だけでなく職員の使いやすさに関する意見が多く、庁舎規模については、現状の職務スペースが狭いことへの対応の必要性に対する意見が多かったです。公民館機能拡充 施設については、大賀ホールでは敷居が高いためもっと気軽に使えるホールを希望する声や、工事中の公民館活動の停滞を危惧 する声、コストについては、抑制すべきとの意見は当然ありますが、内容重視の意見がそれよりも多かったです。金額ありきの見直しでなく、使い勝手を重視すべきとの意見です。ABC案については、どの地区もB案（一体化案）を推す声が多かったのですが、1地区でC案（公民館改修案）を推す声が多勢でありました。また、事業に対する賛成・応援の声も一定数ありました。所見には、今申し上げた内容を整理して記入しています。

資料4をご覧ください。様々な意見聴取の内容等を整理した資料となっています。まず、1ページは、『区長会（区加入者）への意見聴取意見数一覧』で、区ごとの意見数を整理しておりますのでご覧ください。

2ページから21ページまでは意見一覧で、意見カテゴリーごとに整理しており、皆様に事前にお送りしたものに、千ヶ滝中区の意見のみ追加しています。

資料3へ戻っていただいて、No.2『福祉委員（民生児童委員・主任児童委員・人権擁護委員）への意見聴取』についてです。9月12日に役員会で説明し、9月18日・10月17日に委員全員が集まる定例会において、意見聴取をさせていただきました。意見としては、文書の保存、ペーパーレス化、手続きの電子化についての他、起債についてのご質問がありました。所見に記載しておりますが、意見数が多くなかったのは、同時期に行った区長会への意見聴取時に意見をいただいた方も一定数いたのではないかと考察しています。そして、整備方法に言及した意見はありませんでした。

次、No.3『整備方法（ABC案）検討会』についてです。ABC案について、住民、町、設計者で対話をすることで、快適性や使いやすさなど、利用者の目線で考えたメリットやデメリットを深掘りし、決定の材料を集めることを目的に、10月19日に2回実施し、11名の方に参加いただきました。

資料4の22ページをご覧ください、コストやエネルギー性能などの定量的な要素と23ページの使いやすさや快適性などの定性的な要素を理解した上で議論を行っていただき、24ページのような評価の重み付けを行いました。この表は、参加者が何を大切に考えるかを示した表で、濃いオレンジほど数が多く重要視され、薄い緑になるほど数が少なく重要でないと言った見方になります。

ライフサイクルコストや計画の自由度が重要視され、国道への顔づくりや病院からの浅間山の眺望などは重要視されていない、コストやエネルギー性能などの定量的な要素の検討については、建替え時の影響として、公民館の活動を停滞させないという観点が重要だとの主張が多く、使いやすさや快適性などの定性的な要素の検討については、計画の自由度を重要視する意見が多く出ていました。B案を推す意見としては、設計の自由度や工事中も利用可能な点が上げられ、C案を推す声としては、イニシャルコストが低いことや、環境への配慮、将来の変化に対応できる建物とできることなどがありました。資料3の所見にも記載しておりますが、B案・C案いずれの声もあり、概ね半数という印象でした。資料4の25・26ページについては、自由意見を整理したものですので、ご覧ください。

続いて、No.4『推進委員会委員の皆様の意見』です。資料4の27から34ページは皆様のご意見を一覧にしたもので、⑮まで入ったものは皆様に共有させていただいていたかと思えます。⑯が追加になっています。

意見として多かったのは、庁舎機能10件、公民館機能拡充施設10件、コスト10

件、事業全般10件でした。

こちらは、皆さんご覧になっていると思いますので、詳細は説明しませんが、資料3の所見をご覧いただきまして、「意見として多かったのは、庁舎については職員の使いやすさと来庁者の利便性に関する意見、公民館機能拡充施設については機能に対する考え方、分館のあり方の他、工事中の活動への配慮に関する意見、コストについては抑制とそうでない意見が相反している。その他、意見聴取の頻度に関する意見が比較的多い。整備方法については、B案が約68%、C案が約21%、その他絞り切れずが11%であった。』とまとめさせていただいています。

35ページから38ページについては、皆様のご意見をカテゴリー分けしたものです。本日の委員の皆様の意見を踏まえて、加筆修正したい方等は後ほどご発言いただければと思います。

次、No.5『整備方法（ABC案）に関するパブリックコメント』です。こちらにつきましては、先程の資料4の22・23ページを使用して各評価の重み付けを行っていただきましたが、提出数4件ということでした。4件の意見をまとめたのが39ページで、自由記述の意見をカテゴリーごとに整理したのが40・41ページです。資料3へ戻っていただいて、所見ですが、「整備方法（ABC案）検討会と違い、定量・定性的な要素の理解を得る場がなく難解だったためか、提出数は少なかった。意見としては、公民館は建替えるべき（いわゆるB案）とコスト抑制が主なものであった。』とまとめさせていただいています。

その下のNo.6 職員の声ですが、No.5のパブコメと合わせて職員に意見聴取を行いました。情報についてはまだ整理できていないため、未記入ですが、ざっと内容を申し上げますと、私たち新庁舎周辺整備課の執務室に、本日も展示しております模型を置いて、職員から意見を聴取したのが1点。もう1点は、役場の各課の課長等が集まる機会を利用して意見を聴取しました。これらは、いずれもB案を推す声が多かったです。

最後、No.7、『無作為抽出意見交換会』ですが、先日、11月9日に実施しました。本会は、普段あまり接点のない方々と意見交換ができたらということで、町内にお住まいの方1,000名と、別荘を所有されている方1,000名の合計2,000名の方を無作為で選んで、ご案内をさせていただきましたところ、約50名の方が参加をしてくれまして、丸1日、6時間お付き合いをしてくださいました。

資料4の42ページをご覧ください。意見交換会のタイムスケジュールです。

ただ、このようにうまく回せなかったので、時間の配分は変わっておりますが、概ねこのような内容を実施したということで見えていただければと思います。

この意見交換会の目的とゴールですが、目的は、お集りの皆様に事業をしっかりと理解していただくとともに、主だったテーマについてご意見等をいただくこと、ゴールは、いただいた意見を今年度策定を予定している『基本計画』やその後にしっかりと取り入れていくこととして実施しました。

ここで皆様にお詫びを申し上げなければならないことがあります。この意見交換会の前半の講義パートの資料につきまして、事前に皆様に共有するというふうにお約束をしていたのですが、時間の制約上間に合わず、実施をしてしまったということで、その点につきましてはお詫び申し上げます。講義に使った資料につきましては、新しく作成したものではなく、これまでこの推進委員会で使用してきたものを基本にHP等で公開しているもののみを活用いたしましたので、皆様の目に触れていないものはなかったということでご容赦いただければと思います。

それでは、実際どうだったのかの詳細のお話を少ししたいと思います。当日は、延べ46名の方に参加いただき、内訳とすれば、町民30名、別荘所有者13名（東京・神奈川・千葉から）、その他3名でした。

午前中から、午後の頭ぐらいまでは、「庁舎改築周辺整備事業の経緯について」の講義の時間としました。この間、皆さん聴いていただいている中でのご質問等については、逐一付箋に記入をしてもらい、講義中に集めておいてまとめて回答する形をとるように考えておりました。しかしながら、実際に記入していただいたところ、付箋の枚数は約100枚になり、時間的に答えきれない状況となったので、午後はその記入していただいた付箋を使いながらグループワークをすることにいたしました。記入いただいたものを各テーマに仕分けをして、それぞれのテーマを深掘りするような形にしました。

テーマは、①事業費・建設費、②公民館機能拡充施設、③環境性能、④情報発信、⑤軽井沢らしさ、⑥他施設の活用、⑦その他(何でも)の7つとし、参加者に7つのグループに分かれていただき、各テーマを受け持った職員・設計者・アドバイザーが各グループと意見の交換を行う形で展開しました。

テーマを受け持った職員等は、例えば『事業費・建設費』というテーマで7グループと意見交換をしたということになりますし、各グループは7人の職員等と7つのテーマについて意見交換をしたということになります。7グループと

意見交換を終えた職員等が、参加者の意見を集約して発表しました。この発表の内容については、現在整理をしており、本日お示しできなくて申し訳ありませんが、整理ができ次第委員の皆様には 共有したいと思います。

ただ、この場でのＡＢＣ案に関する発言とすれば、現在の中央公民館を残す意味はあるのか、価値はあるのかといった声が比較的多かったように感じました。

あとは、公民館の議論が足りていないという意見は多数あったように感じました。私の感想を申し上げますと、皆さん３時間という時間の中でしっかり学習をしていただいて、理解をしていただけたという感触はありましたが、もう少し時間を取って丁寧に説明ができればという思いもありました。この辺はＣ委員がおっしゃっていた、「時間をしっかりとって学習して」というのが、そのとおりだなと思いました。

午後のワークについては、参加者からいただいた質問・意見を有効に活用し、それをきっかけに意見交換ができ、時間が足りないと思っていただけるぐらい盛り上がっていたので、良かったかなと感じています。また、終わった後も、こういう機会があつてよかったと結構声をかけていただいたので、初めての試みにしては悪くなかったのかなという感想を持っています。

参加者からはアンケート回答もいただいておりますので、そちらも整理ができたら皆様に共有したいと思います。いずれにしろ、様々なご意見をいただき、大変参考になりましたし、今後の事業の推進に非常に役立つ、有意義な会となりました。参加者の皆様には、今後も本事業に興味を持っていただいて、事業の展開を見届けていただきつつ、改めてご意見等もいただければといったお願いをさせていただきました。

すみません、だいぶ長くなってしまいましたが、大きくは以上の７点の住民参画による意見等を踏まえて、今後町長が整備方法（ＡＢＣ案）を判断していくようになります。説明は、以上です。

【委員長】

ありがとうございました。今、ご説明あったように町長の方針だと聞いていますが、かなり色々なセクターに細かく聞いていて、これほどやられている例はあまり知らないくらいですけど、それぞれにいろんな意見をいただけたと思います。無作為抽出までやっていただいて、まだやったばかりなのでここに何も書いていないのが残念ですが、今出たとおりだと思います。

先ずは今ご説明いただいたことに関するご質問の時間をとりたいと思いま

す。いかがでしょうか。

これに対してはよろしいですか。

こちらを踏まえたうえで、特に今の中にもありましたが、今日来ていただいている委員の皆さんにもそれぞれA B C案についてのご意見をいただいております。私もきちんと目を通して参りました。ここに所見がありますが、皆さん本当にそれぞれに詳しく真剣に検討していただいた様子がコメントからも伝わってきて大変心強い限りです。全体として最終的には数の問題ではないのですが、とりあえず数をカウントすると7割(68%)くらいの方がB案を押していらっしゃるということになっているようです。

それも踏まえて、改めて皆さんにもう一度この周りの様子も踏まえてA B C案に関する意見がここに書いてある以上のことで、もし何かありましたらぜひお聞かせ願いたいのですがいかがでしょうか。

【C 委員】

私がこの委員会に参加させていただいたのはほぼ1年前です。それから勉強させてもらいました。それから私がお付き合いできる住民の方から色々ご意見を伺ったのですが、なかなかこの議論について、そこまで関心を持ってくださらないのか、私がお会いした方はやっぱり「庁舎は建たないでしょ」とか、「あれは廃止になったんじゃないですか」とか未だにおっしゃっている方はいます。私とすれば、ここで真剣に議論しているのに、その議論が外の方に関心を呼んでいないなという感想を持っています。狭い範囲ですけど、別荘の方は東京にお住まいの方が多いいもんですから、軽井沢の現状、どう進行しているのかほとんどご存じないので、町長選の結果くらいしかお感じになっていらっしゃるんですね。それでやはり現土屋町長が当選された公約で、役場行政を止めて環境行政に家事を切りますと、ということで町民の方々の総意かどうかわかりませんが、少なくとも外野の方はそのように捉えております。

土屋町長の今後について、もちろん行政はリアルなものですから色々考えられていると思いますが、あまり深く街の行政に関わらない者は町長選に象徴されるものが行政の方向だと思っておられると思います。そういう意味ではぜひ役場の行政から環境行政にスイッチは行っていただきたいと、これは私の願いですけど思っております。

【委員長】

ここで一つの議題でA B C案の検討についてということでもあります。今の

ご意見の中でA B C案に関連することを補足いただけるとありがたいのですが。

【C 委員】

すみません。その意味でコメントに書いたのですが、私はC案。現在の中央公民館を残すと考えています。

その第一は、やはりスクラップ&ビルドの箱もの行政。今の時代これから国においても地方においても真剣に考えていかなければならないことだと思っております。一方で環境行政ということでZ E Bという話題が出ましたが、先ほども山下設計から蓄熱とか色々なアイディアを出していただけていますが、このところは惜しみなく調査費と建設料をかけて、40年50年経っても良かったねと思われる庁舎にさせていただきたい。それはC案で十分できると思います。

私は北欧に行くことが結構多いのですが、行政に市民が関わって、市民のための合理的な解決案というのを練られていると考えていますので、そういうことを経験した者として、ぜひもう一度A B C案において、環境にとってどうなのか、それから未来世代にとってどうなのかということを、現在求められているものだけではなくて、未来において求められるものを意識していただいて、それを持って私はC案を押ししたいと思います。

【委員長】

ありがとうございます。C委員と似たような意見の方が一定量いらっしゃることも把握しております。もちろんそういう意見も大事だと思いますが、今逆にB案を押しするという意見の方もどちらかというと多数を占めておりますので、そちらの方から今の意見も聞いたうえで、B案についてご意見いただければと思います。

どなたでも結構です。B案とはっきりいただいている方に言っていただければありがたいかと思います。

いらっしゃいませんか。もちろん既にB案にする理由は書いていただいているので、それ以上ないということであればですけども。

【H 委員】

明確にB案ということではなく、書かれているところで言えばB（C）と書いてはあるんですけど、不確定なところもあるので明らかにしたうえで、意見を述べさせていただきたいと思って質問したいのですが。ここで書かせていただいているのが、C案になった時にリノベーションしている期間に活動が止まって

しまうということで懸念されていることがあったかと思います。活動が止まらないように先ほど説明いただいたかなと思ったので、そこはクリアになったのかなと思っているのですが。あともう一つの懸念として、C案になった時にリノベーションするとなっているのですが、どのくらい変えることができるのかお聞かせいただきたいと思っております。その間取りが同じものになってしまうがゆえに使い勝手が今悪くて、それを変えて欲しいという意見も町民の方からの意見がここに載っているのかなと考えた時に、どれだけ変えられるのか、自由度高くリノベーションできるのかということを伺いたいです。

【山下三浦 J V】

前回、リノベーションとか、リフォームとか、コンバージョンとか説明させてもらって、これは我々からすると老朽化が進んでいる建物で、特に設備関係は全部やり直さないとうとうしょうもないので、そういう意味ではリフォームを超えたイノベーションという位置づけになります。なので、それは取り替えますが柱とか構造に絡む部分については基本的に残していくと考えると、今の公民館は中床タイプの平面形状をしていて、真ん中に廊下が合って、両隣りに部屋が並んでいるという構成で、柱もその割付になっていますから原則はその間取りにならざるを得ないかなと思います。ただ、大講堂がある方はスパンが結構飛んでいるので、そっちは結構フレキシブルな間取りができますので、用途と部屋の大きさと上手く調整できれば、機能も保持できた新しい公民館施設ができていると思っております。

【委員長】

よろしいでしょうか。他に。

先程申し上げたみたいにBがサイレントマジョリティー的な状況にありますので、しっかりご意見をいただいて議論しないといけないと司会として思っております。ぜひ何か、改めて書いてあることの繰り返しでも構いませんので、Bの方が良いと思うあたりのご意見をいただいた方が良いかと思います。

【G 委員】

先ず遅刻してきて申し訳ございませんでした。私としてはB案もC案もどちらも捨てがたいと思っているんです。

C案も環境負荷の面で考えるとリノベーションという形をとれば、閉じ込めるCO₂の量ですとか、そういったことを考えれば環境面も確かに優しいのかもしれないんですけど。ただ、長い目で考えた時に役場庁舎と古い公民館の建物と

先に壊すのはどちらなのかだとか、そこに対する渡り廊下だとか、本来いないものが付くと考えると、トータルコストで考えれば絶対にB案の方がコスト的には低く抑えられるのではないかなと考えております。コストだけが問題ではないのですが、将来的に子供たちの負担だとかを考えた時には、一体的に自由度の高いB案が最善ではないかなと考えております。

【委員長】

はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

そうすると委員長としては、皆さんの意見を含めて何か形にして町長にお届けしないといけないのですが、この紙でいただいている68%ということがあると、少なくともそれが多数意見であるということと言わざるを得ないと思います。

そのうえで、今日もありましたようにC案についても強く支持する声が多数ではないけども、あるということをしっかり受け止めないといけないと思いますので、町長の方には、委員会としてはB案が多数意見ではあるけども、C案についての強い指示も残っているということで、ご報告させていただくということによろしいでしょうか。

はい。では今のとおりで基本的に委員会としては、B案が多数意見であるけども、しかしながらC案を強く支持する意見が残っております。というふうにご報告いただければと思います。

ありがとうございます。他の意見も町長としては組んだうえで、委員会のご意見も組んだうえで、最終的な判断をされると思います。どの案になったとしても引き続き我々としては、規模や機能についての検討はもちろん必要だと思います。この裁定を受けたうえで最善を尽くしていくということで、これからもやっていきたいと思います。

それでは、次にこれ議題には書いてないんですかね。ですが、社会福祉協議会の局長でもあるF委員より本事業と関係があるということに関するご報告があるということでお願いしてもよろしいでしょうか。

【F委員】

はい、社会福祉協議会のFです。資料5について説明させていただきます。こちらの話を今回ご報告するにあたりまして、この庁舎周辺整備関連で壊すことを前提に、木もれ陽の里に移転というか引っ越したんですけど、これはそういう意見として私のところに寄せられてはおるんですけど。こちらに関しては社会

福祉協議会の介護業界の人材不足というのが騒がれている中で、この泊りができる職員が多数辞めてしまったということで、一カ所に集約するということです。この庁舎周辺整備があるから引っ越したということではなくて社会福祉協議会の都合で引っ越したということで、ご理解いただければと本日発言させていただきました。こちら11月1日付けで引っ越しておるんですけど、施設利用者からは大変好評を受けているというような中で、どうも勘違いがあったということもありますので、今回私の方から資料説明させていただいた次第です。よろしく願いいたします。

【委員長】

はい、ご報告ありがとうございました。これに対して特に質問等なくてよろしいでしょうか。

庁舎のこの改築事業とは、関係なくやらざるを得なかったというふうに解釈してるということで、周知をお願いしますということでもあるかと思います。

その他ですが事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】

それでは、2点ほどお願いします。

まず、1点目ですが本日の委員会での意見等を踏まえまして、整備方法についてはなるべく早期に町（町長）が総合的に判断し、整備方法を決定するようになります。その際には、その旨皆様にもご連絡をいたしますので、よろしくお願いいたします。

2点目、今後の予定ということで、まず、次回以降の推進委員会ですが、第13回が12月16日（月）14：00～、すみません、議題の整理ができておりませんが次回は「環境（Z E B）」を主題にしたいと考えております。

第14回が1月23日（木）14：00～、第15回2月18日（火）14：00～となっており、会場については役場若しくは中央公民館となりますが、決まり次第ご連絡いたします。

なお、本日の公民館機能拡充施設の規模機能を集約していくに当たって、来月、12/22（日）にこれまでの対話の場 S t e p 3 として、おしゃべり会を計画しておりますので、次回の推進委員会では議題に入れさせていただきたいと思います。以上でございます。

【委員長】

他に、委員の皆様からございますか。ないようですので、これで議事を終了さ

せていただきます。

皆様のご協力のおかげで無事、議長の職を遂行する事ができました。ありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。

【事務局】

池田委員長、ありがとうございました。また、委員の皆様には長時間に渡り、大変お疲れ様でした。

以上を持ちまして、本日の委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。